令和７年３月７日

東松島市規則第１０号

東松島市津波避難タワー設置条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、東松島市津波避難タワー設置条例（令和７年東松島市条例第１０号。以下「条例」という。）第９条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用時間等）

第２条　条例第３条第２項に規定する平常時における東松島市津波避難タワー（以下「タワー」という。）の使用時間は、午前８時３０分から午後９時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

２　次に掲げる曜日又は機関は、前項の使用はできない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（1）月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たるときは、その翌日（火曜日以後休日が連続する場合にあっては、当該連続する休日の最後の日の翌日）

（2）１２月２９日から翌年の１月３日までの日

（使用許可の申請及び許可）

第３条　条例第３条第３項の規定により使用の許可を受けようとする者は、東松島市津波避難タワー使用許可申請書（様式第１号。以下「使用許可申請書」）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、東松島市津波避難タワー使用許可書（様式第２号）により許可するものとする。

３　前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可された事項を変更しようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。

（冷暖房使用料）

第４条　条例第６条第２項の冷暖房の使用料は、当面の間無料とする。

（使用者の遵守事項）

第５条　使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

（1） 危険物等を持ち込まないこと。

（2） 施設、備品等を適切に取り扱うこと。

（3） 施設内の清掃及び整理整頓に努めること。

（4） 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

（5） 許可なく寄附金の募集、物品の販売等をしないこと。

（6） 前各号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従うこと。

（使用許可の取消し等）

第６条　市長は、使用者が条例第５条に規定する事項のほか、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

（1） 利用許可申請書に偽りの記載があったとき。

（2） 利用許可の条件に違反したとき。

（3） 前２号に掲げるもののほか、条例又はこの規則に反すると認めたとき。

２　市長は、使用者が前項の規定による使用許可取消し又は使用中止命令を受け、これによって損失を受けた場合であっても、その補償の責を負わないものとする。

（原状回復の義務）

第７条　使用者は、タワーの使用が終了したとき、又は前条第１項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、速やかに施設及び附帯設備を原状に回復しなければならない。

（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

東松島市津波避難タワー使用許可申請書

　　　　　年　　月　　日

東松島市長　様

申請者　団体名

　　　　氏　名

住　所

電　話

次のとおり東松島市津波避難タワーを使用したいので許可されるよう申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用年月日 | 年　　月　　日（　　）　　　　時　　分から　　時　　分まで |
| 年　　月　　日（　　）　　　　時　　分から　　時　　分まで |
| 使用目的 |  |
| 使用場所 | ３階　　・　　４階　　・　　屋上 |
| 使用責任者 | （電話　　　　　　　　　　　　） |
| 使用者人数 | 男　　　　人　・　女　　　　人　　合計　　　　　人 |
| 備考 |  |
| 【許可条件および指示事項】 |
| 1. 東松島市津波避難タワー設置条例施行規則（令和７年規則第１０号）第５条各号の事項を遵守してください。
 |
| 1. 東松島市津波避難タワー設置条例等の関係法令を遵守してください。
 |

様式第２号（第３条関係）

東松島市津波避難タワー使用許可書

申請者　団体名

　　　　氏　名

住　所

電　話

年　　月　　日付けで申請のあった東松島市津波避難タワーの使用については、次のとおり許可します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用年月日 | 年　　月　　日（　　）　　　　時　　分から　　時　　分まで |
| 年　　月　　日（　　）　　　　時　　分から　　時　　分まで |
| 使用目的 |  |
| 使用場所 | ３階　　・　　４階　　・　　屋上 |
| 使用責任者 | （電話　　　　　　　　　　　　） |
| 使用者人数 | 男　　　　人　・　女　　　　人　　合計　　　　　人 |
| 備考 |  |
| 【許可条件および指示事項】 |
| 1. 東松島市津波避難タワー設置条例施行規則（令和７年規則第１０号）第５条各号の事項を遵守してください。
 |
| 1. 東松島市津波避難タワー設置条例等の関係法令を遵守してください。
 |
| 1. 災害発生または発生するおそれがある場合、予告なく許可を取り消す場合があります。
 |

許可年月日

　　　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　東松島市長